小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第９８号

川崎市川崎区藤崎１丁目13番21号　マリンポート藤崎207
再生債務者　上高原隆史
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成17年３月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年２月25日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００００１号

長崎県長崎市夫婦川町３番17号
再生債務者　吉田ゆかり
１　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年４月３日から平成26年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

川崎市川崎区小田４丁目９番13号
再生債務者　蟹江　秀弥
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年３月18日まで
平成26年２月25日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第７号

仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目１番地の11
再生債務者　丸山　宣広
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年３月24日まで
平成26年２月28日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第５号

兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目20番31号
再生債務者　内司　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月25日　神戸地方裁判所尼崎支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十日
東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号
（甲）合同会社安富資本運用
代表社員　安富　律征
東京都文京区大塚三丁目三五番１号
（乙）合同会社安富律征事務所
代表社員　安富　律征

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年二月二十四日
掲載頁　九十一頁（号外第三十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年二月二十四日
掲載頁　九十一頁（号外第三十六号）
平成二十六年三月十日
山口県美祢市大嶺町東分三一六四番地の四
（甲）株式会社ユウエイ
代表取締役　有道　玲子
山口県美祢市大嶺町東分三一六五番地の一
（乙）株式会社二ツ堂建設
代表取締役　有道　典広

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、株式会社桃川経営センターとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。
平成二十六年三月十日
青森県八戸市卸センター一丁目一四番二七号
協同組合桃川経営センター
代表理事　村井　達

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。
平成二十六年三月十日
宮城県栗原市栗駒八幡館山三番地の五一
農事組合法人栗駒町尾松養豚組合
理事　髙橋　通義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月二十一日であり、組織変更後の商号は、株式会社ｓｔａｉｒｃａｓｅとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十日
東京都港区西麻布一丁目四番二六号
合同会社ｓｔａｉｒｃａｓｅ
代表社員　館山　誠子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社あいおい福祉会とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十日
愛知県春日井市岩成台五丁目七番五
合資会社Ｔ＆ＡＮ
代表社員　中尾　明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月十四日であり、組織変更後の商号は右田株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十日
熊本県人吉市下薩摩瀬町八三九番地三
代表社員　右田合名会社
右田　耕介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年三月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年三月十日
埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷八三八番地四
株式会社エコファクトリー
代表取締役　喜田　知克

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一四、五〇九株を一三三、一七七株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十六年三月十日
東京都中央区八丁堀二丁目七番一号
株式会社ユニバーサルホーム
代表取締役　加藤　充

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十六年三月十日
東京都中央区日本橋浜町三丁目一九番三号
株式会社ムゲンエステート
代表取締役　藤田　進一